

4 トンガ王国の民主化運動

キーワード：トンガ王国、民主化運動、土地制度、海外移住、中産階層

須 藤 健 一*

Democracy Movement in Kingdom of Tonga

Key Words : kingdom of Tonga, democracy movement, land tenure, overseas migration, middle class

SUDO Ken'ichi

By the late 1970s the abuse of power by the estate holders or nobles in Tonga had sparked a popular protest that resulted in a conference on land issues. In the 1980s several of the more radical people's representatives in Parliament began to question the expenditure of public monies and passport sales to foreigners by government ministers. They spearheaded a growing Pro-democracy Movement which calls for greater accountability of ministers.

The reformists and religious leaders organized an international Pro-Democracy Convention in November 1992 to discuss the nature of the constitutional polity since 1875. In 1994 a political party, the People Party, was formed by the movement. However it was split by individual differences among the founding members. Although the reformists' activities may not yet have achieved anything in the way of tangible political reform, they have brought into the open many of the attitudes and perspectives characterizing the two sides, the government and the people's representatives, in the debate about political change in Tonga.

In the 1999 general election, reformists or pro-democracy candidates attracted 40% fewer votes than previously and lost two seats in Parliament. This suggests that the people have become tired of hearing the democrats' talk of corruption and their own powerlessness.

* 神戸大学国際文化学部
国立民族学博物館地域研究企画交流センター（客員）

はじめに	3. 民主化のための国際会議
1. 民主化運動の背景	(1) 国際会議の開催
(1) 憲法と政治構造	(2) 国際会議の影響
(2) 民主化運動の社会・経済的要因	4. 民主化運動の進展と弾圧
2. 民主化運動の展開	(1) 政党結成の試み
(1) 民主化運動の契機	(2) 民主化運動の転機
(2) 政府閣僚の不正行為と批判	おわりに

はじめに

現在のトンガ王国の国王タウファアハウ・ツポウ 4 世 (Taufa'ahau Tupou IV) は、1967年に王位につき70年の独立以降も、国家元首、国権の最高権力者そして軍の元帥としての地位を憲法によって保証されている。即位後、国王は積極外交を展開し、海外からの経済援助と資本誘致によってトンガの近代化を推進すると同時に、国民の厚い尊敬と国家権力による国内の秩序維持に努めてきている。

トンガの人びとは、毎年7月4日前後の1週間を「ヘーララ祭」とよび盛大に祝う。それは国王ツポウ 4 世の誕生日の祝祭である。ヘーララ祭の期間中、首都ヌクアロファでは、多彩な催しがくりひろげられる。王家の墓地公園では、数千人の学校生徒による踊り、20村を代表する男女による伝統舞踊の競演などが演じられる。目抜き通りには高校・警察・軍の吹奏楽団や美人コンテストで「ミストンガ」に選ばれた女性を乗せた花車のパレードがくり出し、人びとの目を楽しませる。そして、王宮前広場では、すべての村や貴族が貢納した130基もの食台に盛られた料理が並べられ、外国からの賓客も参加し大規模の祝宴がもたれる。料理のメニューは、丸焼きのブタ、ウーム（石蒸し）のニワトリやウシの肉、ボラ・マグロなどの魚やエビ、カニ、芋類のほか、サラダ、果物など20種類におよぶ。食台は長さ6メートル、幅1メートル、二階、三階建ての食台もあり、10数頭のブタが食台の中央を飾る。この台はポーラとよばれ、村びとはいかに豪華な料理を供出するかを競う。

王の偉業を讃え、王への敬意をあらたにするそのような祝典が行われる一方で、人口10万人たらずの立憲君主国にも民主化の動きが顕著になってきている。1992年11月には、4日間にわたり、首都ヌクアロファで反体制派の国会議員や牧師らのよびかけで、「民主化会議」(Pro-Democracy Convention) が開催された。この会議は、1980年代から度重なる閣僚の職権濫用と公金の不正使用、パスポートの海外販売といった一連

の政府の不祥事に対する批判とそれを追及する人びとへの警察の弾圧などの政治社会的状況で、トンガ憲法と立憲君主制に対する見直しを検討することを目的としていた。会議には海外在住のトンガ人が参加し、意見を発表するなど、国際会議の性格が強かった。

このような民主化運動はその後一応の高まりを見せ、1993年の総選挙で民主化を推進する改革派の候補者を支持する票数が65パーセントを占め、人民代表議員の9議席のうち6議席を確保した [Campbell 1999: 268]。改革派議員は、議会での政府追及だけでなく、新聞などのメディアをとおして、また宗教家や活動家は請願書を王宮に提出するなど大衆行動を展開し、国王に民主化を要望した。この動きに対し、政府側は体制批判を行う新聞 (*The Tonga Times*) の発刊禁止とその編集者を拘束し、同時に改革派議員の指導的政治家、アキラシ・ポヒヴァ (Samuele 'Akilisi Pohiva) を逮捕するなど、国民の言論と政治的活動の弾圧を行った。しかし、改革派議員に対する根強い国民からの支持もあり、1996年の選挙でも、93年の総選挙とほぼ同じ支持票と議員議席を得ている。

しかしながら、議会での改革派議員の批判や国民の運動にもかかわらず、国王および政府側は、政治体制や政策の変更、憲法の修正をいっさい認めない態度をとり続けた。そして、改革派は、10年余にわたる民主化運動において大きな成果を得られないまま、憲法改正草案を作成し、99年1月には92年の民主化会議と同じ趣旨の会議を開催した。しかし、その会議の参加者は数十人に過ぎなかった [ibid.: 266]。改革派の活動に対する国民の反応は、99年の総選挙の結果において示された。改革派の候補者の支持票は40パーセントに減り、当選議席も1つ失うことになった。それに比べ、民主化運動にはふれずに経済発展をスローガンに掲げ、テレビを使ってキャンペーンを展開したビジネスマンが2議席を確保している [ibid.: 272]。

本論では、トンガ王国で1980年代から明確な形で生起した民主化運動の社会、政治、経済的背景を明らかにすることを目的としている。その際に、国民の国王ないし王制への対応と国民自らの生活戦略についても考察する。本稿で用いる資料は、筆者の1989年～95年の調査で得たデータとトンガの民主化運動の展開を長年にわたり研究している Campbell, A. C. [1992a, 1992b, 1994, 1999] と James, K. E. の1993年以降の *The Contemporary Pacific* 誌のコメントなどに主として依拠している。

1. 民主化運動の背景

(1) 憲法と政治構造

太平洋地域には、19世紀初頭に3つの王国が形成されたが、現在まで王制を存続させている国はトンガ王国だけである。ハワイのカメハメハ王朝、タヒチのポマレ王朝は、19世紀末までにそれぞれアメリカ、フランスの帝国主義政策のもとで崩壊した。それに対し、トンガのツポウ王朝は全島の統一後、1875年に憲法を發布し、1900年にイギリスとのあいだに友好協定、保護領条約を締結するなど、一貫して自前の国づくりをとおしてきた。そして、1970年には念願がかなって大英連邦下の独立国になったのである。

トンガ王国が外国列強の植民地支配を経験することなく、近代国家としての体制を整え国政を持続できた背景には、19世紀後半の国家建設がある。第19代ツイ・カノウクポル (Tui Kano'ukupol) は、地方の首長の反乱を平定し、タウファアハウ・ツポウ 1 世 (Taufa'ahau Tupou I) の名のもとに1975年に憲法を發布した。この憲法は、メソジスト系ウエズリアン派宣教師シャーリー・ベイカー (Shirley Baker) などイギリスの聖職者の助言によって考案された。ツポウ 1 世は、それまでにも王に権力を集中させて首長に地方政治を委任する法律を制定し、1862年には平民を首長の支配から自由にする「解放令」を公布している¹⁾。

ツポウ 1 世は憲法發布の式典で首長と平民を前につぎのように語りかけている。

「この憲法の基本原則を変えるようなことになれば、トンガに夜明けはやってこない。この憲法をトンガの礎としようではないか。皆の胸に“トンガ人のためのトンガ”という言葉を書きつけてほしい」[Latukefu 1975: 41-42]。

「トンガ人のためのトンガ」という表現は、キリスト教の教えに基づき「人びとはすべて神のもとに自由である」という宣言である。そして、トンガの政府は、イギリスのウエストミンスター型の三権分立を骨子とする政体をとった。しかし、憲法41条には王が最高権力者であり、王の身体は神聖性であると明文化され、また王による国土の名義的所有、国内統治など、王の権威と権力の集中が保証されている。このような憲法に対し、「半神・半人」と畏れ敬う王の訓示を耳にした、トンガの人びとは憲

1) 地方の首長を王の支配下に置くための法律は、1839年(ハアバイ諸島)と1845年(ヴァヴァウ諸島)に公布されている。62年の解放令は、平民が首長に食料・工芸品の貢納と労役提供の義務を廃止し、首長の人民に対する支配権を奪取し、王への権力の集中化を図ることを目的にしている [Campbell 1992a: 60-78]。

法を聖書のようなものとみなし、人の力では変えられない神聖なものとみなしたという。憲法や王制に対するトンガ国民の考えは、現在においても、1世紀前の人びとの思いこみと大差ないように見える。日本におきかえるなら、われわれが現在においても明治期に制定された「大日本帝国憲法」を遵守し、内外の政治を行っているということになる。それを実行しているのがトンガの社会・政治的現在であるとも言えよう。王を「現人神」と位置づけたマナ信仰は、19世紀前半のキリスト教の受容により変質した。それにひきかえ、王は世俗の実権を掌握し国家の政治的権力機構の頂点に位置する体制を堅持している。

1875年の立憲君主制を樹立した憲法は、「人民の権利宣言」、「政府の形態」と「土地制度」の三部で構成されている。第一部の権利の宣言においては、信仰・表現の自由、財産権や21歳以上の納税者（男性のみ）の投票権などを保証している。第二部の政治形態においては、王位継承権、王室の財産と政府財産の分割、そして王国政府は国王、枢密院、内閣からなる行政部、立法府と司法部の三権分立が明記された。立法府は、貴族、平民からのそれぞれ20名の代議員と4人の大臣（内閣）で構成され、2年一度の議会開催が義務づけられた。しかし、王を議長とする枢密院は議会に対して拒否権を行使できるという内容である。貴族は、憲法制定時には約100名の首長のなかから国土統一に貢献した20名が選ばれたが、以後その数は増加し、今世紀初頭には現在と同じ33名になった。

第三部の土地は、トンガのすべての土地は国王の財産であり、国王は貴族、首長または儀礼首長に1つ以上の地所を世襲地として授与することができるが、土地の売買は違法とすると規定されている（憲法104条）。これに基づいてトンガの土地は、王の直轄地、貴族所有地、政府所有地に3分割され、貴族所有地は世襲的な領地（tofi'a）として王から貴族に与えられたものである。平民は貴族から農地を期限付きで借りて耕作することができた。この土地制度は、1882年の土地法により、16歳以上の男性すべてに8.25エーカー（3.3ヘクタール）の農地と0.75エーカーの宅地が割り当てられることになった。土地の使用権は、貴族に借地料、政府に税金を納めている限り、永久に長男に相続されることが保証された。1891年の土地改正で、政府が土地分配の責任をもち、貴族の土地に対する権限が縮小した [Maude and Sevele 1987 : 120 ; James 1995 : 57]。

トンガ社会において土地制度は政府と人びと双方にとって最重要関心事であり、1915年に「土地世襲法」(Hereditary Estate Law) によって土地登記制が導入された。土地大臣は税収確保のために課税地を登記させ、登記前に土地の割り当て地の所有者

である貴族の了解を得ることを義務づけた。これにより、貴族は土地利用者を選定し、土地登記の手続きを遅らせるなど、土地への権利を強めることになった。つまり、平民は土地登記を行うために、貴族に気前よく貢ぎ物をして貴族の関心をひくことが必要になったのである。この土地制度が施行された今世紀初頭のトンガ人口は2万人を越す程度で、16歳以上の男性はすべて政府ないし貴族から割り当て地を受けることができた。しかし、1970年代以降、急激な人口増加により土地制度は大きな問題を抱えることになる。

1976年には、納税義務者の男性のうち35パーセントしか土地を得ておらず、84年には28,372人の納税者のうち課税地を所有しているのは14,471人、51パーセントと所有者の割合は増加している [ibid.: 128-9]。しかしこれは、海外へ移住者した不在者の土地を親族等が相続したことによるもので、土地不足は現在において深刻な問題である。現在、国民に分配できる土地は13,000エーカーと見積もられているが、政府の指導があったとしても貴族は土地を平民に配分することを躊躇しているのが現状である。あらたに土地の割り当てを受けるには、平民は貴族に貢ぎ物だけでなく、現金を贈ることが一般化している。例えば、トンガタブ島では、1万ドル（90万円）が相場となっているが、貴族の了承を得ることは困難である。

トンガ憲法は、イギリスの政体をモデルにして政治体制を確立し、枢密院、内閣、一院制の立法府を制定したが、平民代表の議員数を制限してきた。現在のトンガ政治は、王が指名する首相と12名の閣僚（大臣）、ハアパイとヴァヴァウの知事からなる枢密院を国王の補佐機関としている。立法府（議会）は、12名の大臣と2名の知事に加えて33名の貴族²⁾から選出された議員9名および人民代表の民選議員9名の計32名で構成される。国王は、議会議長の任免権や貴族からの議員の指名権を保持している。32名の国会議員に占める民選議員は9名に過ぎず、ほかの大多数は王が指名する議員である。また、王は裁判官の任免権をも行使している。

三権分立とはいえこのような議会の勢力分布では、人民代表の民選議員が政府提出議案を修正したり否決すること、および議員からの提出動議を可決することはほぼ不可能である。さらに、憲法改正案は、議会で3回議決した後に国王に上奏し、枢密院と内閣の全員が支持した場合に限り、国王が承認するという手続きを規定している（憲法73条）。憲法は王の同意なしに改正できないことも明記されている。つまり、トンガの憲法は発布から何度も部分的改正はなされたものの、125年を経た今日でも、君

2) 33の貴族のタイトルのうち現在、国王が1つ、国王の息子が3つ、1人の貴族が2つのタイトルを保持しているため、貴族の数は29である。

主（王）の絶対的権力を正当化しているのである。そのような国王権力の絶対化を保証する立憲君主制の性質と閣僚や貴族の職権濫用、国家財政の不正運用などに疑義を唱える反体制ないし民主化の動きは、1980年代中頃から活性化し始めた。

(2) 民主化運動の社会・経済的要因

トンガ王国は、1875年の憲法発布により近代的な独立国家としての名乗りをあげた。周辺のフィジーやサモアが、白人入植者の進出で列強の植民地になっていく過程を目の当たりにしたトンガ国王は、欧米列強から「近代国家」としての承認を得るための外交策を展開した。それと同時に、国家の政治的・経済的自立の政策を実施した。1900年のイギリスとの保護領条約の締結、換金作物の輸出による外貨獲得など、20世紀前半のトンガは着実に国家財政の健全化と国民生活の安定化を進めてきた。1940年のサローテ女王の時代には、外貨準備高が国家財政の2年分に相当した[Campbell 1992a: 66]。しかし、第二次世界大戦後から、女王はWHOの援助やイギリスなどからの借款により国内の教育と医療制度の近代化およびの港湾と道路の整備を積極的に推進し、人々の生活水準の向上に努めた。近代的な国立病院や高等学校が設立され、首都のインフラも整備された。

女王の政策を引き継いだツポウ4世は、近代化政策を積極的に推進し、5年毎の経済発展計画を立案した。1965年からの第一次5か年計画では、農業生産の向上、港湾・道路補修、健康・教育の改善など、サローテの近代化策を継承し、計画遂行の資金の52パーセントを政府の貯蓄から、あとをイギリスからの援助に依存するという健全なものであった。第二次、第三次と計画を遂行するにつれ、計画どおりの経済開発は実行されず、外国の経済援助に依存する体質が強まってきた。その原因は、閣僚の計画立案の経験不足や、計画実施の管理・責任の欠如にあった。第三次計画では、外国人エキスパトリアートの経済発展策、つまり畜産業を含む農業改革、小規模製造業の導入による輸出促進策を積極的に進めた。しかし、目標の5割も達成できず、計画予算の90パーセントを国外の援助に頼る結果になった³⁾。

1970年代になって、トンガ国内の社会・経済的状况は一層悪化する。その要因のひとつは、前述したように人口の増加である。第二次世界大戦後毎年3パーセントの人口増加率により、70年には国内人口が9万人に達した。人口増による土地割り当て地が不足し、16歳以上の男子で土地を所有者数は、5割に満たなくなった。そのような

3) トンガ政府の海外援助に依存した経済発展路線は、第7次（1996～2000年）発展計画にも引き継がれている。例えば97年のGDP170億円に対する海外援助は40億円弱である。

状況に追い討ちをかけたのが、輸出農作物の国際価格の低落である。これは農業を主産業とするトンガ経済にとって大きな打撃となった。そのために農村部や離島の人びとが、首都へ就業や子弟の高等教育の機会を求めて移住した。1976年には国民人口の64パーセントが首都のあるトンガタブ島に集中し、首都のヌクアロファには18,000人、つまり国民の20パーセントが住むという現象が起きた [Campbell 1992a: 197]。しかしながら、都市居住者の増加が続くものの1972年高等学校卒業者のうち就業機会に恵まれたものは5パーセントに過ぎなかった。国内労働力の過剰という事態に直面した国民は、政府に対する不満を募らせる一方で、自ら就業の機会を求めて海外への出稼ぎ・移住の道を選択するようになった。

国内産業の未整備と余剰労働力の増加に苦慮していたトンガ政府は、ニュージーランド政府の要請で1966年に両国間の「スポンサー制度」に調印した。1970年からトンガ国民が3か月という短期間、未熟練労働者としてニュージーランドで賃金を得ることが可能になった。政府はトンガの村落に出稼ぎ者数を割り振り、生活の近代化のための外貨獲得策を推奨した [須藤 1997: 137]。4年後の1974年には5,000人を超すトンガ人がニュージーランドに移住した [De Bres and R. Campbell 1975: 1]。しかし、このうち不法滞在者が大半を占めたことから、ニュージーランド政府はトンガ人の一斉摘発を行った [青柳 1991: 222-32]。これは、短期間の労働ヴィザによる労働条件と低収入というスポンサー制度の不備から起きた事件である。そのために、滞在を6ヶ月に延長し、労働契約を改善した「労働契約」が1974年にトンガ政府とニュージーランド政府間で調印され、それ以降トンガからの移住者が急増し、1980年には1万人を超えた。一方、ハワイやアメリカ本土への出稼ぎ・移住者も1975年には6,000人に達している。

トンガ国内では、「トンガ教会会議」(Tongan Council of Church) は、人口増加、土地配分不足、若者の不法行為の頻発、そして若年労働者の海外流出というトンガで生じた新しい社会問題の解決に向けて国際会議を1975年に開催した。自由ウエズリアン教会の代表者ハヴェア (S. A. Havea) は、トンガ国民の言論、信仰、要求の自由と抑圧からの解放を訴え、貴族所有地の平民への土地の配分を求めた。また、カトリックの司教は、貴族や王族の社会・政治的特権の濫用を批判する一方で、平民の土地獲得に対する熱意に疑問を投げかけた。平民が遠隔地の空き地や新しい土地への移動を敬遠するなど、自ら積極的に土地配分を要求しない点、貴族との土地紛争を土地大臣に申し出たり、土地配分の申請方法を知ろうとしないことなどの指摘である [Tonga Council of Church 1995: 34-5]。しかし、トンガ政府の閣僚はこの会議への参加を

拒み、土地改革を拒否し、教会が社会問題に関わることを禁止する命令を出した[James 1994a: 250]。この会議を主催した聖職者や知識人の多くは、このような国王や政府の対応に絶望し、海外に移住した。しかし、彼らのなかから1980年代以後に展開する反体制・民主化運動において中心的役割をになうエリートが出ている。

1960年から70年代にかけて、ツポウ4世と彼に追隨する政府閣僚の経済発展政策と近代化路線の行き詰まりは、国民に大きな矛盾を感じさせた。しかしながら、国民のあいだからは大きな抵抗運動が起こらなかった。逆に、国民は政府の経済的失敗を追及することより、職業の機会を求めて海外へ移住し、自らの手で生活水準の向上を実現する戦術をとったのである。つまり、トンガ国民の国家に対する不満のエネルギーは、海外移住によって解消されたのである。

2. 民主化運動の展開

(1) 民主化運動の契機

1970年代に国家政策や社会的問題の解決に適切な施策を施さない政府に批判的であった知識人や聖職者の多くは海外へ移住した。一方、1980年代になると、平民出身の海外留学からの帰国者は、教員や公務員の縁故主義的人事に、また個人的能力で成功したビジネスマンは、王族・貴族層の商工業上の特権などに対して批判を行うものが現れた。彼らは、トンガ社会において自由な意見を、あるいは経済的規制の緩和などを要求することができない体制に不満を抱くようになった。また、教会のリーダーからは、就業先の欠如、割り当て耕地入手の困難性、インフレの増加等に対する政府や貴族の無能、無対応ぶりに批判が出された。その時期からは、トンガ経済は海外移住者からの送金に依存する体質が顕著になる。

1980年から85年の海外移住者からの送金総額は、年平均2,050万トンガドル（約23億円）で、輸出収入の4倍、輸入総額の65パーセントを占め、国内総生産に匹敵するようになる。その結果、トンガ社会は消費経済によるインフレが進み、貿易赤字額は3,000万トンガドルに達した。運良く教員や公務員になったとしても、その俸給で家計生活を維持するのは困難な状況が起きた。教員をやめ、農業に従事し農作物を国内市場で販売し、生計を立てたほうが有利であると考えられるほど公務員は薄給であった。しかし、総世帯の70パーセントを占める農業従事者も、輸出作物（コブラ、バナナ、ヴァニラなど）の国際価格の低落と、国内市場での根菜類などの販売価格の低迷

により低収入に甘んじなければならなかった。貨幣経済の進展にともなう、国民の経済格差がますます顕在化した。海外からの送金を受ける家庭とそうでない家庭とのあいだには、生活水準に歴然とした差が生じたのである。

このような国民経済の閉塞的状况のもとで、トンガ教員養成学校の講師であったポヒヴァは、1981年から国営ラジオ放送の定期番組を担当し、85年から政府閣僚や貴族議員の法外な歳費や海外出張費の支給、トンガパスポートの外国人への販売など政府の公費使用に関して批判を始めた。例えば、25名の議員の海外出張特別手当は、12日間で24万トンガドル（一人当たり約100万円）という、アメリカ合衆国の議員や国連職員の出張費より高額であった。トンガの人びとは、議員が外国出張から「外車に乗って帰ってくる」と皮肉るほどであった。また、ポヒヴァが主宰する反体制派の新聞『はら貝』(Kele'a)も同様な記事を掲載して政府批判を展開した。この動きに対し、政府は1986年にポヒヴァの放送中止と教員解雇、そして Kele'a 紙の発刊禁止とその編集者フコフカ(Viliami Fukofuka)を拘束するという強硬手段をとった。フコフカはニュージーランドに逃避したが、後に帰国し1990年の選挙で議員に当選する。ポヒヴァは、フィジーの南太平洋大学で学位を取得したエリートで、彼はこの解雇に対して地位保全の裁判闘争を行った。

地位保全の裁判に敗訴したポヒヴァは、それ以降不定期の新聞、『トンガの風』(Matangi Tonga)を発刊し政府批判を行った。この新聞は太平洋諸国のジャーナリストから、「オセアニア地域の新聞で自由報道のチャンピオン」と国際的に評価された[James 1994b: 254]。その後、政府系週刊新聞「トンガ新聞」(The Tongan Chronicle)に対して、反体制的視点をもつ『トンガタイムス』(The Times of Tonga)紙が発刊された。また、自由ウエズリアン教会やカトリック教会でも教会新聞をとおして政府に対し社会・政治的批評を積極的に掲載した。これらの新聞は、国内だけでなく、海外の移住者にも配布され、彼らはトンガ国内の政治的状况に関心をもつようになった。ポヒヴァの活動には、人民代表の国会議員、教員、知識人や教会関係者など国内でも賛同者が現れた。

政府に対する批判が高まるなかで行われた1987年の総選挙において、人民代表枠の9議席に対し35人が立候補し、6議席が新人によって占められた。ポヒヴァは議席数3のトンガタブ選挙区から立候補し、最下位当選を果たした。新人議員はいずれも大学卒業者であった。この選挙では、ポヒヴァをはじめとする反体制派が問題としてきた、閣僚と議員の超過勤務や海外出張に対する法外な手当と外国人へのパスポート販売の可否などに対する候補者の意見が問われた。しかし、新人議員のすべてが、反体

制派の態度を明確にしていたわけではないが、Campbell は従来の親族関係と地縁頼みの選挙とは異なり、この選挙はトンガに新しい政治的雰囲気をもたらしたと述べている [Campbell 1992b : 88]。

議会では新議員が、政府の予算の乱脈使用やパスポート販売に対して強い批判を行った。予算を執行する財務大臣とパスポートを発給する警察大臣に、説明責任と情報開示を求めて、二人を弾劾したのである。しかし、貴族代表議員の賛意を得られず改革派の試みは功を奏さなかった。パスポート販売に関する問題は、トンガ政府が1984年から外貨獲得策の一環として、1万米ドル以上を支払った外国人には市民権を与えるという計画を立て、実行してきたことに起因する。しかし、1988年にその計画は憲法違反であることが判明し、国籍法を廃棄するという決定が下された⁴⁾。その結果、1万ドルを支払った香港や中国人にトンガ国民の証明書とパスポートが発行されないという異常事態が起きた。これに対処するため、トンガ政府は特別国会を開催し、憲法、国籍法、そしてパスポート法の三つの改正法案を提出した。人民代表議員は、この提案を政府のその場しのぎの対策であり、憲法の「自由条項」に抵触するゆえに不法であると反対した。しかし、議会で圧倒的多数を占める閣僚と貴族選出議員は、議会手続きを無視してそれらの改正を承認した [James 1994a : 257]。

(2) 政府閣僚の不正行為と批判

ポヒヴァをはじめ改革派議員は、国民に対する政府の説明責任と議会の民主的運営を実行することを強く求める戦術を展開した。つまり改革派議員は、国会での審議内容を有権者である国民に報告しているのに対し、貴族代表議員は貴族仲間に、閣僚は王にだけ情報を伝えているに過ぎないという批判である。この政府と政治家に高潔さを求める戦術は、国民に宗教的信仰、愛国主義、そして忠誠心とは何かを問いかけるものであった [Campbell 1994 : 86]。この戦術に呼応する形で、トンガタブ選出の議員とカトリック教会のフィナウ司教 (Bishop Patelisio Finau) は、政府の外国人への市民権授与の無効と廃棄、憲法改正によって外国人に市民権証明書を発行している警察大臣の更迭を要求して、王宮に200人のデモ行進を行った。しかし、王および政府側は、その要求を無視する態度をとった。国民がデモンストレーションによって国王に明確な意思表示をするということは、トンガの歴史上初めての画期的な出来事であった。反体制派のリーダー・フコフカは、「(この示威行動は) 政府が法を破り、憲

4) 憲法には、市民権を得るには5年以上トンガに居住し、国王に忠誠を誓うことと規定されている (1975年制定憲法29条)。

法改正を正当化することを止めさせる方法である」と位置づけている [ibid.: 89]。

一方、ポヒヴァもあらたな運動を行った。

彼は、1988年12月4日の憲法記念日に7,000名の署名とともに60頁におよぶ請願書を国王に提出したのである。請願書の内容は、憲法で保証されている特権はすべての国民によって享受されるべきであるにもかかわらず、通常は貴族と閣僚によってのみ行使されているという指摘である。そして、近年の議員に対する歳費のお手盛り、議員や財務大臣の不法行為を批判し、警察大臣の権力の抑制を求める内容である。国王はその請願書を受け取ったが何ら対応しなかった。また、国民のあいだからは、司教とポヒヴァの行動は、無知でマナーをわきまえない、国王への不敬行為であるという非難が聞かれた。とくに、国王はこの活動の中心人物であるポヒヴァとフィナウ司教を「共産主義者」とよび、警察大臣に反体制派活動家へのいっそうの脅迫的規制を指示した。

しかし、1989年になると人民代表議員はパスポート販売、トンガ商品委員会(Tonga Commodities Board)のコプラ買い上げ停止、議員歳費の20パーセントアップにもかかわらず、公務員給料の支給遅延等の問題を議会で取り上げ政府を追及した。とくに改革派議員は、説明責任を果たさない担当大臣の態度に対抗して、議会をボイコットするという強硬手段をとった。この議会欠席という戦術に、反体制派のリーダーや聖職者は賛同したものの、閣僚と議族議員は改革派議員の欠席のまま、11の議案を十分な審議せずに議会で可決した。これらの実力行使に対する国王、内閣および貴族議員だけの「合意による政府」の議会運営は憲法に明記されているとはいえ、改革派議員および活動家に自らの権力と影響力の無さ、つまり民主主義の原理導入の難しさを痛感させることになった。しかし、他方で大臣や貴族選出議員の度重なる不正・不法行為に対して国民が関心をもつようになってきた。そのような状況のもとで、1990年の総選挙が行われた。

90年選挙には、反体制派活動家のなかから、トンガの「民主化」⁵⁾を唱えた7名が人民代表議席を獲得した。ポヒヴァは、トンガタブ選挙区の有権者の三分の一にあたる9,400票を獲得し、トップ当選した。彼のこれまでの政治活動が多くの有権者から支持されたのである。また、改革派で弁護士のニウ (Laki Niu) も再選され、ニュージーランドに逃避した *Kele'a* 紙の前編集長フコフカ (W. Fukofuka) があらたに当選した。7名の民主改革派議員の誕生によって、トンガの民主化を目指す動きは、学校

5) 民主主義 (democracy) という言葉が、トンガの政治的場面で使われるようになったのは、90年選挙以降のことである。

の教師、教会の牧師、新興エリート層などを中心に進められた。彼らは政党などの組織をつくらず、独自の新聞を発行し、政府の政策の矛盾、国家財政の不明朗さ、大臣および高級官僚への法外の手当支給、教育予算の不均衡配分などについて人びとに訴えた。1991年には、パスポート販売に関する政府の方針が大きな問題として再び浮上した。国王がパスポートを販売した426人の外国人をトンガ国民として市民権を与えるという「憲法改正」に同意したからである。

ポヒヴァをはじめ民主化を進める議員は、パスポート販売によって得た外貨が、国家予算に計上されていないことを指摘し、そのゆくえを追及した。政府の発表では、香港や中国本土など中国系の人びとに発給・販売したパスポートの数は、500件弱といわれている。成人男性のパスポート購入費は1万米ドル、その配偶者と親族が1千米ドルであるから、その収入は少なく見積もって数億円にのぼる。しかし、中国系の人びとの話では1,000人ちかくの人びとがパスポートを購入したという。筆者が調査を行った1989年から90年にかけて、数百人の中国人家族が首都のヌクアロファに滞在していた。パスポートの入手には最低3か月トンガに滞在することが条件になっており、政府発表の収入を大幅に上回る外貨が獲得されたことは間違いなさそうである。いずれにせよ、年間国家予算30億円という、マイクロ・ステートにおいて、その3割もの国家収入が不明とあっては、彼らの追及は当然であるといえよう。

また、改革派議員は、国家の教育予算についても改善を要求した。政府の国立の高等学校と私立（ミッション系）の高等学校への財政援助に格差があり過ぎるという指摘である。トンガの中・高校教育は、国立校が4校あるほかはすべてクリスチャンの7つの宗派（メソジスト系、カトリック、モルモン、長老派教会、セブスデイ・アドヴェテストなど）が運営する15の学校で行われている。1990年の学生数は、国立の1,500人に対し、ミッション系は、8,000人である。私立学校が教育に貢献しているにもかかわらず、政府の援助額は生徒ひとり当たり50トンガドル（日本円4,000円）と、国立校の20分の1にしかない。私立学校の教師の給料をはじめ運営費は、多くの場合保護者や国民の教会への「義務的」寄付金、そのほとんどは海外移住者の送金によってまかなわれているのである。

改革派議員や教会リーダーは、このような政府の政策や国家財政運用の矛盾点を国民の前に明らかにするという日常的な活動と続けると同時に、1992年11月に王族・貴族と平民の権利の不平等性を規定した憲法の見直しを検討する会議を開催したのである。その目的は、立憲君主制の政体においてトンガの人びとに民主化運動とは何であり、より民主的な政府の体制をつくり出すにはどのように憲法を改正すれば良いかを

訴えることにある。そして、ゆくゆくは国王と貴族に掌握されている国家権力を弱め、国民参加の政治を実現させることにある。しかし、当面民主化グループが目指すことは、国民が国王や政府に対する疑問や不平、憲法や民主主義について、自由に親族の集りや村の集会、カヴァパーティなどで口にする雰囲気をもてるようにするという、まことにつつましやかなものである。というのは、トンガの国民は、王についての批判的話題や憲法の矛盾などについて口にすることは恐れ多いことと思こんでいるからである。

筆者の調査期間中、多くの人にトンガの現在の政治体制に関わる質問をすると、ほとんどの人から嫌われた経験がある。その理由は、「ポリスの耳に入ると大変なことになる」とか「高貴な人 (*hou'eiki*) のやることには口をはさまないのがわれわれのしきたりだから」というものである。一方、憲法と王の権限に疑問をもつ教員で、改革派議員支持者であっても、私に日本の象徴天皇と憲法の関係を熱心に問うてくるが、トンガの王政については自分の意見をいっさい述べない。他方で、民主化運動に理解を示さない人のなかには、自分で国王に頼んで王族の土地を使わせてもらっていることを誇らしげに話したり、また別の人は政府に頼んでも不可能であった村の道路舗装が、国王に直訴したらすぐにできたなど、国王の寛容性と実行力を讃えるものが多い。そして、女性のなかには、王妃が営んでいる身体障害者や老人介護の福祉活動を例に、王族がどれほど国民のために尽くしているかを誇りにするものもいる。これは、国王および王族と個人的関係を利用できる「特権的平民」であり、すべての人にそのようなパイプが開かれているわけではない。

3. 民主化のための国際会議

(1) 国際会議の開催

パスポートスキャンダルや政府の予算執行の不明瞭さに対する議会での追及にもかかわらず、一向に民主化グループに味方しない情勢が続いてきた。つまり、人民代表議員には、「権力も影響力もない」ことが判明したのである。改革派議員の一人、フコフカは、「憲法改正なしには、トンガ人の政治行動を質的に改革させることができない」と考えた [Campbell 1994: 87]。それを実現するために、彼はまず1991年にトンガで開催されたトンガ歴史学会の国際研究大会で、憲法改正をテーマとした会議を開く必要性を提案した。そして、首相、知事、国会議員の公選制を柱とする憲法改正

案を作成した。しかし、フコフカの動きに政府側は、憲法改正のための会議には参加しないという態度をとった。

フコフカをはじめ民主化グループは、国王をはじめ閣僚の参加のもとでの会議を目的としていたので、その会議内容を「憲法についての外国人による連続講演会」に代えて国民に参加をよびかけた。この会議の名称として Pro-Democracy Movement「民主化運動」が正式に採用された。その組織委員長には、神父アカウオラ (S. 'Akau'ola) が選ばれた。この「民主化のための国際会議」には、トンガ人知識人 (外国の大学に職を得た研究者、教育者、宗教界のリーダー、弁護士)、人民代表の国会議員のほか、オーストラリアやニュージーランドのトンガ研究者が参加した。筆者は外国人の会議への参加が警察当局によって規制されたため、会場には入れなかった。しかし、発表者や参加者、新聞・雑誌 (*The Tonga Times*、*Matangi Tonga*、*Pacific Islands*) などから得た情報に基づいて、会議の性格について述べることにする [須藤 1993 ; Fonua 1992]。

報告者の数は12人で、いろいろな角度からトンガの王制と憲法についての発表が行われた。報告者は、いずれも革命などの急進的変化を求めず、長い時間をかけ一步一步改革を行うことを提唱している。印象的な点は、各発表者が憲法や政治のあり方を問題にするが、国王には敬意を表すという態度をとったことである。つまり「制度を憎み、王を憎まず」という姿勢である。

歴史的視点からは、王と臣民との関係、憲法作成の背景、トンガの伝統の再解釈などについての発表がなされた。トンガ出身の人類学者 M 氏 (オークランド大学) は、第11代ツイタツイ王 (13世紀に在位し、巨石建造物ハーモンガの建立者) を例にあげ、王は臣民から殺りくされることを恐れ、人びとへ土地を割り当てるなどの改革を行った点を紹介し、歴代の王で諸改革を実行した王のみが権力の座につき、長年それを維持できたことを指摘した。この指摘は、人類学者 H 氏 (南太平洋大学) のツボウ 1 世が発布した憲法が当時の欧米列強に互して近代化を進めるためのものでおのずと限界があるという発表や、欧米を手本に民主化をするのではなく、自らの歴史・社会に埋め込まれた政治を見直すことによって変革を進める必要性を訴えた発表にも通づるものである。

メソジスト系ウエズリアン教会の牧師はクリスチャンとしての立場から、平民が王および王族を「神聖な存在」と見る態度を改めることが何よりも必要であると主張した。さらに、「人間はよこしまな性質をもつ」ということを見落とし、政治権力をチェックする機構が無い点に憲法の最大の欠点があり、それが現在の政治に縁故主義をはび

こらせている元凶であると分析した。これは政府高官が人事権を私物化し、自分の親族関係者を優先的に公務員に採用することへの批判である。そのような政治権力を、王によって任命される貴族出身の閣僚と国会議員の手から、国民代表の国会議員の手に移すべきであるという指摘もなされた。

政治・法学者らは、現憲法の前近代性を説明し、憲法改正の必要性を強調する意見が聞かれた。しかしその戦略となると、国王に憲法改正の必要性を訴えると言うものから、国民投票をよびかけ大多数（3分の2）の賛成を国民から得る行動を起こすべきであるというラジカルな提案まであった。また、多くの民主主義社会においては、少数の金持ちに政治がゆだねられ、大多数を占める貧者が議会に参加できない傾向が強いが、われわれの民主主義はそうあってはならないという主張も聞かれた。

一方、現在のトンガには民主主義へ移行する受け皿ができていているという楽観論を述べる報告もあった。その根拠は、国王はじめ閣僚らが現体制の恩恵に甘んじているあいだに、トンガの平民層から大学教育を受け、あるいは外国で民主的知識を身につけた人びとが多く出ているという事実にある。つまり、トンガ社会が高学歴社会で外国の大学で政治学や経済学の修士や博士の学位取得者が増加し、また移住者のなかには移住国で政治家になるものがかなりいることを指しているのである。

国際会議では、そのように立場や民主化運動の展望を異にする多くの報告が行われた。とくに、会議での主義主張をまとめた、憲法改正のためのアピールなどは発表されなかったが、会議には毎日500人の聴衆が警察のチェックにも動じず参加した。

(2) 国際会議の影響

この会議に対し政府は、初期の段階では主要閣僚を参加させることを表明していた。そして、会場も多くの聴衆を収容できる高等学校のホールで行われることになっていた。しかし、会議が近づくにつれ政府側は非協力的な態度をとるようになった。首相バロン・ヴェア（Baron Vaea）は、10月初めに各教会のリーダーを召集し「トンガキリスト教民主労働者党」(Christian Democratic Workers of Tongan Party) という政党の結成へと動いた。これは、民主化推進グループの動きに対抗して宗教組織の連帯によって、信者（国民）にその会議に非協力的態度をとるよう働きかけることをねらっていた。しかしながら、カトリック教会のリーダーを中心に多くの牧師から教会を政治の道具にされることへの反対の意思表示があり、政党結成の計画は不成功に終わった。さらに、国外の反響の大きさに警戒心を強めた政府側は、この会議に参加する外国人にはヴィザを発給しない旨を、在外トンガ領事館に通達した。

外国人の会議への参加を制限するが、外国の市民権をもつトンガ人の入国は制限しないことを明らかにしていた。それにもかかわらず、会議に参加するトンガ人海外居住者に対しても、厳しい入国規制を行った。例えば、会議で報告するために帰国した、トンガ出身のアメリカ・ユタ州議会の議員夫妻は、明確な説明をしないまま飛行場で入国を拒否され、来た飛行機で送還された。また、この会議中、首都には外務・防衛大臣と警察大臣だけがのこり、首相はじめ多くの閣僚はほかの島に休暇で出かけてしまった。とくに首相は、外国記者団との会見を突然キャンセルしての逃避行であった。警察大臣は首相代理として会議の動向を監視する陣頭指揮に当たった。会場には多くの私服警察（私服とはいえ顔は知られていたが）が動員され、参加者を調べるなどの行動をとった。ものものしい警察当局の警戒のなかで、会議は混乱もなく日程どおりに終了した。

会議後、ある大臣が新聞記者のインタビューにつぎのように答えている。「トンガ人学者たちは、新しい政府を樹立したいようだが、われわれ内閣の構成メンバーは、トンガのトップクラスの代表であり、会議で報告した彼らの多くはわれわれの教え子である」と。

会議1年後の1993年、筆者はトンガの海外移住者の調査のためにトンガを訪れた。しかしながら、人びとからは民主化運動についての意見を、ほとんど聞くことができなかった。友人の報告者とも会ったが、彼らは報告した内容を『論集』として出版するとのことを話したが、民主化の今後の展望に関しては具体的な考えを明らかにしてくれなかった。しかし、93年2月の総選挙では、民主化推進グループから6名の国会議員が当選し、そのうち4人が再選し、1人の女性議員があらたに当選した。改革派（民主派）の候補者が獲得した支持票は、90年選挙とはほぼ同じであったことから、民主化運動に対する国民の期待の高さが読みとれる。

民主派議員は、議会の審議を効率的に行い会期を短縮して歳費を節約する提案をしたり、懸案となっている前述の諸問題で政府を追及する運動を続けた。しかし、彼らが目指している「憲法改正によって国王や内閣の権限を規制し、国民参加の政治を実現するという民主化運動の意義」について国民の理解を得るには、依然として長い道のりを歩まなければならないことを感じた。というのは、筆者の調査に協力してくれた人びととの話し合いから、トンガは国王をトップに議会と内閣が対立すること無く、協調することが大事であるという意見が強かったからである。その反面、トンガの人びとは政府とか国家に大きな期待を抱いていないという印象を強く受けた。

トンガ国民のほとんどは、国内の産業基盤が未整備で、就職先が無いのは周知のこ

とで、家族の将来設計、生活の近代化は、自らの手で実現するべしという考えをもっている。その手っ取り早い手段が海外への移住・出稼ぎで、夫、子供や兄弟姉妹からの仕送りによってかなりの経済的収入が得られるからである。1970年代から国民の海外進出が進み、現在5万人の人びとがニュージーランド、アメリカ、オーストラリアなどで、市民権ないし居住権を獲得している。さらに一時的な出稼ぎ者や不法滞在者を加えると、国内国民人口と同じ規模のトンガ人が海外に居住し、彼らの仕送り総額は国内総生産（1995年150億円）の5割に相当すると推定されている。海外からの送金によって、西洋風のコンクリートの家に住み、多くの家庭に洗濯機、テレビが備わり、自家用車をもつ家庭が増加しつつある。より豊かな生活を自由に追い求めることができるトンガの人びとにとって、「憲法改正」、「民主主義」とはいかなるものであるのか、それらが実現されたとしても生活状態がいかに改善されるのかといったことが切実な問題として位置づけられないのが現実である。

4. 民主化運動の進展と弾圧

(1) 政党結成の試み

トンガの改革派ないし民主化推進派の議員は議会での政治活動を、議員個々人がメディアをとおして行ってきたために、人民の支持勢力を持続的に結集する大きな動きとはならなかった。また、人民代表議員のあいだでも、政治方針や戦略に差異があり、議会活動だけでなく、選挙においても集团的行動をとることが困難であった。例えば、政治体制の改革に関しても、ポヒヴァは国会議員すべての公選制を、フコフカは憲法を改正し政党政治の実現を、ほかの議員は国王の大臣任免権を認めるが大臣の任期制を、というように民主派議員の政治姿勢は一枚岩ではない。そして、選挙区の地域代表、個人的ないし商業的利害関係、所属する教会や貴族との関係など選挙母体を異にしている [James 1994a: 257]。

しかし、一方で民主派議員および民主化推進グループは、団結し、強固な政治的基盤のもとに政府の政策や国家運営に対峙し、多くの問題の解決にあたるためにも政党の結成を痛感してきた。このような反省と将来的展望から、93年総選挙で選出された人民代表議員5名によって政党結成のための会議がくり返された。彼らは、1994年8月にトンガで最初の政党、「トンガ民主党」(Tonga Democratic Party)を旗揚げした。ハアパイ選挙区選出のウリティ・ウアタ (Uliti Uata)を党首、ポヒヴァを副党首にし

て、フコフカ、リアヴァ (Uhila Liava'a) のトンガタブ選出議員と1名のハアパイ選出議員によって結成された民主党は、「より民主的で、人民に説明責任をもち、人民が決定により大きく参加できる政府をつくること」を設立の目的にしている [James 1996: 203]。

政党を結成したとはいえ、議員および民主化運動支持者のあいだには依然として意見の違いがある。ポヒヴァは、そのような差異を乗り越えて「共通の目的に向かうと確信している」と新聞のインタビューに答えている [Tonga Chronicle 11 Aug. 1994]。しかし、名称を「人民党」(People's Party) にすぐに変更することになる。これは民主化運動の推進者であり、ポヒヴァの助言者フタ・ヘル (Futa Helu)⁶⁾から異議が出されたからである。フタ・ヘルはシドニー大学卒の哲学者で、国際的にも知られた歴史学と哲学の分野で活躍している研究者でもあり、トンガ社会に大きな発言力をもつ。彼は自分に政党づくりの相談がいっさいなかったことへの不満を、「5人だけで集会をもち、党の憲章を決定し、重要ポストを独占し、人びとに党員になれというのは、〈民主的〉ではない」と反論した [Lali, Oct. 1994: 17]。

フタ・ヘルは、人民に対するあらゆる抑圧を排除し、支配者を国民が選ぶ「真の立憲君主制」を樹立するために穏健的に社会を改革するという哲学に基づいて活動する無神論者である。そのために、キリスト教の教えに基づき個人的な政理由で民主化を強行するポヒヴァらの民主派議員の行動とは一線を画したのである。フタ・ヘルはトンガの現在の政治体制の矛盾が19世紀にキリスト教を基盤に形成されたことに元凶があるとみなしており、民主化の運動をクリスチャンの義務として推進する民主・改革派の活動を全面的に支持しているわけではない。人民党のなかには、フタ・ヘルの批判だけでなく、論争と訴訟好きなポヒヴァの積極的行動を認めない党員もおり、人民党は実際に活動する政党の体裁を整えることができなかった⁷⁾。

政党結成の動きに対し、バロン・ヴェア首相は、トンガ政府は1875年の憲法でイギリスのウェストミンスターをモデルにした政体であり、人民党の議員が目指す民主主義はすでに確立されているとコメントしている。そのうえで、自ら1992年に政党結成を試みた経験から、政党の存在には好意的立場をとっている。また、国王もオーストラリアのジャーナリストの質問に答え、「トンガでは民主主義は避けられない状況に

6) フタ・ヘルは、古代ギリシャのアテネにおけるエリート養成制度をモデルに1975年にアテニシ (Atenes のトンガ語読み) 学院を創設した。この学院は、高等学校と短期大学に相当する教育機関で、外国の大学で学位を取得する多くの子弟を輩出している。

7) ポヒヴァは、議会において大臣や国王を「独裁者」呼ばわりするなど乱暴な言動によって名誉毀損で告訴され、最高裁で敗訴し、賠償金支払いの命令を受けている [Campbell 1999: 205]。

あり、普通選挙による議会と政府の誕生は時間の問題である」と語っている。しかし、王はその発言を国内では否定し、「政党形成の法的整備ができていないし、政党はトンガでは認知されないだろう」という考えを明らかにしている [James 1996: 204]。この2人の発言から、トンガの政体は、立憲君主制を基盤にし、公選制の選挙制度に基づく政党政治の到来を予知していることがうかがえる。

人びとの意見を集約し、政治母体を軸に議会活動を展開するための政党はトンガに生まれていないが、貴族の特権を排除する動きが出てきた。その原因の1つは、1996年のアトランタ・オリンピックに法務大臣が国会開催中にもかかわらず、議長の許可を得ずに出張したことである。2つ目は、土地・資源・労働大臣が、首都周辺のラグーンを埋め立てて自宅を建てたことである。これは、議会で民主派議員（ボヒヴァ）から追及されて発覚したものである。いずれも、国王指名の貴族出身の閣僚である。貴族のこのような潔癖さに欠ける職権濫用に注意を喚起する運動が行われた。1997年10月に、閣僚の公選制、貴族代表議員の議会からの排除と貴族への手当（年6,000トンガドル、55万円）の廃止を求める請願行進が開会中の国会に向けて行われた。200名の署名による請願書が、議長に届けられた。このように平民が貴族・閣僚の特権廃棄を目的とした行動について、国会議員でかつ高位の貴族は、「トンガにも平民と貴族の戦争を引き起こす時代が来ることが予想される」述べている [James 1999: 238]。この発言は、貴族から土地を割り当てられている平民への強迫とも受け取れる。このような貴族への批判の高まりを背景に、96年選挙で選出された2人の議員が、1997年にトンガ国民党（Tonga National Party）の結成を試みたが、参加者が少なく実を結んでいない。

(2) 民主化運動の転機

民主化運動の展開に十分な警戒と抑圧を行ってきた国家権力（警察大臣）は、1996年9月に1人の国会議員と2人の新聞編集者を逮捕した。その理由は、議会に上程する前の議案、つまり前述の国会を欠席してアトランタオリンピックに行った法務大臣の弾劾を新聞社にリークし、新聞社が記事にして流したからである。逮捕されたのは、トンガタイム紙の編集長と副編集長、それにボヒヴァで、彼は議会に対する「侮辱罪」により30日間の身柄拘束が言い渡された。現役議員であるボヒヴァの逮捕については、「人身保護」の点から、国内では議会と裁判所で、問題となり、国際的には英国連邦新聞協会からニュージーランド人弁護士が派遣された。

内閣がとったこの逮捕・監禁に対し、最高裁判事は、議会が逮捕者から事情聴取を

せず、侮辱罪を犯した当事者に勧告も行わなかった。したがって、議会の処置は不法で憲法に違反するとの理由で釈放の判決を出した [James 1988 : 236-7]。

このような政府側の弾圧がある一方で、大臣のあいだで、土地の不正使用や汚職に関する事件が起きた。それは、平民出身の警察大臣が貴族出身の土地大臣を逮捕するという前代未聞の事態に発展した。この事件は、警察大臣が国有地であるラグーンを埋め立てて家を建築した行為に対し、土地大臣がマングローブ保護法違反をたてに告訴したことに始まる。その処置に激昂した警察大臣は報復手段として、土地大臣を汚職と詐欺の罪で逮捕、拘留したのである。その罪に問われたのは、土地大臣の側近8人である。土地大臣は、国王と近い親族関係にあり、この事件は議会だけでなくトンガの人びとに大きな衝撃を与えた [James 1999 : 239]。

民主化グループは、これまでのように大臣の不正行為の追及だけでなく、国民に憲法の見直しを訴える戦術に出た。彼らは、1997年に憲法改正のための草案を作成し、98年1月の公的集会で討議・検討された。この会議は「トンガの人権と民主化運動」と名づけられた。

憲法改正案の骨子は、

- ① 貴族の特権的地位を保証する土地条項の廃棄
 - ② 王の役割を儀礼的・象徴的な性格に限定する
 - ③ 王の義務は首相の役割とする
 - ④ 議会はすべて民選による議員からなり、1～2の政党のメンバーであること
- というものである [Campbell 1999 : 266]。

1999年1月に、92年の「民主化のための会議」をモデルに会議を組織したが、参加者は老人のみ、50人に過ぎなかった。

この憲法は、1999年2月の総選挙において、民主化推進派候補者によって積極的に宣伝された。民主派は、人民代表の9議席すべてを独占できると予想していたが、選挙結果は5議席しか得られないという敗北を喫した。トンガタブの3議席のトップ当選は、ボヒヴァであったが96年の選挙得票数を1,000票落ち込んだ。そして、民主派候補者の総得票数も40パーセントを割り、1987年当時の得票に逆戻りした。トンガタブ選挙区で、当選したほかの2人はビジネスマンである。セヴェレ(Dr. Feleti Sevele)は、1970年代から政府の輸出機関で働き、SPF(南太平洋フォーラム)トンガ代表を経験し、80年代後半から日本へのかぼちゃ輸出代理店を経営している。彼は、市場開放、かぼちゃ輸出枠の撤廃⁸⁾など規制緩和を訴え、また彼は教会の役員、村では伝統的な活動にも参加している。もう1人は、エスワ・ナモア(Esuwa Namoa)で、彼は

自動車販売業を営み、経済発展を強調するが、反民主派である。彼は、ウエズリアン教会の説教師であり、「共有、共同、相互助け合い」というトンガ社会の生活規範の遵守を選挙で訴えた。

99年選挙における民主派候補の得票数と当選議員の減少の要因として、多くの点が挙げられるが、大きなものとしてつぎの3点を指摘することができる。1つは、改革派・民主派議員や活動家は、政府や大臣の不正行為の暴露・批判とその説明責任、民主化、憲法改正などの問題を中心に10年間にわたって運動を展開したが、何も改善できなかったという事実と、それに対する人びとの倦怠感である。

2つ目は、数年来続くトンガのインフレと経済不況に対する政府の経済政策に対し、経済開発を推進するビジネスマンの手腕への期待である。つまり、政府閣僚の経済政策をプライベートセクターで成功した企業家がチェックすることにより、トンガの経済が成長・安定することへの願望である。3つ目は、これらビジネスマンは、村落生活において経済的成功者としてだけでなく、社会・宗教的活動においてリーダーとしての厚い信頼を受けていることである。

お わ り に

トンガ国王ツポウ4世は、今年の1月3日にヴェア前首相が1998年に引退を上奏してから空席であった首相ポストに、3男ウルカララ・ラヴァカ・アタ (Ulukalala Lavaka Ata) 王子を任命した。高齢の国王が王位継承権第一位の前外務大臣で「独身皇太子」のツポウトア (Tupouto'a) ではなく、正式に結婚して王女と王子をもつウルカララ王子を指名したことは、立憲君主体制の存続を意識してのことと推察される。トンガ王国は、1875年の憲法制定以来、近代国家とはいえ立憲君主政体のもと国王に絶対権力を集中させ、貴族に特権を付与する国家運営を125年にわたり維持してきた。

キリスト教に基づき自由と平等を憲法に唱いながらも、高貴な人 (*hou'eiki*) と平民 (*tu'a*) という階層性のもとで育まれてきた両者の行動規範や価値観は、現在にいたるまで人びとの行動様式を規定している。つまり、王や貴族の行動に期待される「支配力」(*fiepule*)、「首長性」(*fie'eiki*)、「高潔性」(*fa'a*) といった性質と高貴な人に対して

8) かぼちゃの日本輸出は1991年から本格化し、農民は競ってかぼちゃ栽培を始めた。最初は2万トンのかぼちゃを輸出していたが、日本側から品質と不揃いなサイズがつき、92年からは1万トンに輸出が制限された。トンガのかぼちゃ輸出業者は、フレティの会社のほかに17社あり、輸出枠のシェアをめぐる争っている。94年のかぼちゃ輸出額は、10億円でトンガの輸出総額の3割を占めている [van der Grijp 1997]。かぼちゃ輸出業者だけでなく、大規模経営者は新興経済中間層として民主化運動の支持者である。

平民に要求される「従順」(*talangofua*)、「忠誠心」(*mateaki*)、「土地への愛」(*ofa fonua*)、そして「良い行い」(*angalelei*)といった行動様式である。そのような価値観や倫理観は、今日においても平民の王や貴族に対する態度のなかに、「恭順」、「敬意」、「敬愛」などの言葉で表現されるほど色濃く見られる。

このような王・貴族と平民のあいだに規定された行動規範を実践する人びとのあいだから、1980年代以降貴族からなる政府閣僚の「あるまじき行動」を批判する形で展開されてきたのが政治体制の改革・民主化運動である。この運動を推進してきた政治的指導者ポヒヴァをはじめ改革派議員、教会や教育界のリーダーやエリートビジネスマンは、いずれも立憲君主制を肯定し、より民意を反映でき、より多くの平民が参加できる政府や議会政治の実現を目標としている。そして、人びとは経済的には平等な土地配分と国内経済の発展と安定を希求している。しかし、王族と貴族からなる政府と内閣の国家運営のまずさから、国民は家庭経済を国家に依存する期待を放棄し、海外移住による生活改善と生活水準の向上を実現する戦略を実行した。

国家に国民経済を期待しないトンガ国民は、海外に居住する家族・親族とのネットワークを密にし、国境を越えた人の移動や物、金、情報等の交換を行っている。このようなトランスナショナルな活動を行うことにより安定した経済生活を実現しつつあるトンガ人にとって、国内政治、とくに特権を享受する高貴な人びとによる国家運営から平民が参加する民主的な政治体制への改革を目指す運動には、切実な問題意識を抱かないのが現実である [Chappell 1999: 292-96]。そして、99年選挙によって民主化を推進する政治家への支持者が減少したという現象は、改革が進展しない現実、ないしは変革が起こるはずも無いと考えている国民の政治改革への期待が、国内経済の改善への可能性を秘めた政治家の出現によって国民経済の安定という新たな局面へと移行したといえよう。トンガ国民にとって政治改革と経済改革は二者択一の目標ではなく、両方の実現へ向けての努力が必要とされる。

参考文献

青柳まちこ

1991 『トンガの文化と社会』 三一書房。

Campbell, I. C

1992a *Island Kingdom: Tongan Ancient and Modern*. Christchurch: Canterbury University Press.

1992b "The Emergence of Parliamentary Politics in Oceania," *Pacific Studies* 15(1): 77-97.

1994 "The Doctrine of Accountability and the Unchanging Locus of Power in Tonga," *The*

- Journal of Pacific History*, 29(1): 81-94.
- 1999 "The Democracy Movement and the 1999 Tongan Election," *The Journal of Pacific History*, 34(3): 265-272.
- Chappell, D. A.
- 1999 "Transnationalism in Central Oceanian Politics: A Dialectic of Diasporas and Nationhood?," *The Journal of Polynesian Society*, 108(3): 277-303.
- De Bres J. and R. Campbell
- 1975 *Worth Their Weight in Gold*. Auckland Resource Center for World Development Migration Studies, no.2.
- Fonua, P.
- 1992 "Debating the Future of the Tongan Monarchy," *Matangi Tonga*, 7(5): 8-12.
- James, K. E.
- 1993 "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1991-92," *The Contemporary Pacific*, 5 (1): 163-66.
- 1994a "Tonga's Pro-Democracy Movement," *Pacific Studies*, 67(2): 242-63.
- 1994b "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1992-93," *The Contemporary Pacific*, 6 (1): 192-95.
- 1995a "Right and Privilege in Tongan Land Tenure." In R. G. Ward and E. Kingdon, eds., *Land, Custom and Practice in the South Pacific*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.157-97.
- 1995b "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1993-94," *The Contemporary Pacific*, 7 (1): 164-67.
- 1996 "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1994-95," *The Contemporary Pacific*, 8 (1): 202-6.
- 1997 "Rank and Leadership in Tonga." In White, G. and L. Lindstrom, eds., *Chiefs Today: Traditional Pacific Leadership and the Postcolonial state*. Stanford: Stanford University Press, pp.49-70.
- 1998 "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1996-97," *The Contemporary Pacific*, 10 (1): 236-39.
- 1999 "Political Review: The Kingdom of Tonga, 1997-98," *The Contemporary Pacific*, 11 (1): 237-40.
- Lali Oct. 11, 1994
- Latukefu, S.
- 1975 *The Tongan Constitution: A Brief History to Celebrate its Centenary*. Nuku'alofa: Tonga Traditions Committee Publication.
- Lawson, S.
- 1996 *Tradition versus Democracy in the South Pacific: Fiji, Tonga and Western Samoa*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Maude, A. and O. F. Sivele
- 1987 "Tonga: Equality Overtaking Privilege." In Crocombe, R., ed., *Land Tenure in the Pacific*, Suva: University of South Pacific, pp.114-42.
- 須藤健一
- 1993 「私たちの憲法は病んでいるートンガの民主化運動ー」『民博通信』63: 17-24.
- 1997 「家族的ネットワークに依存する MIRAB 国家」青木保他編『岩波講座文化人類学 第4巻 個からする社会展望』岩波書店 131-57頁。
- Tonga Chronicle 11 August, 1994.
- Van der Grijp, P.
- 1997 "Leaders in Squash Export: Enterprisership and the Introduction of a New Cash Crop in Tonga," *Pacific Studies*, 20(1): 29-62.